

(写)

令和 7 年 8 月 19 日

三重地方最低賃金審議会

会長 西川 昇吾 殿

三重地方最低賃金審議会小委員会

委員長 西川 昇吾

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 7 年 7 月 28 日、三重地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等を行い、慎重に審議を重ねた結果、下記 1 及び 2 の特定（産業別）最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記 3 のとおりである。

記

- 1 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金
- 2 三重県建設機械・鋁山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金
- 3 本件の審議に当たった当小委員会の委員
公益代表委員 恒岡 純子 西川 昇吾 前田 茂樹
労働者代表委員 佐橋 洋一 廣瀬 純子 前田 良彦
使用者代表委員 栗須 百合香 中村 和仁 松井 寿人

(写)

令和 7 年 8 月 19 日

三重地方最低賃金審議会

会長 西川 昇吾 殿

三重地方最低賃金審議会小委員会

委員長 西川 昇吾

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 7 年 7 月 28 日、三重地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等を行い、慎重に審議を重ねた結果、下記 1 及び 2 の特定（産業別）最低賃金の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記 3 のとおりである。

記

- 1 三重県一般機械器具製造業最低賃金
- 2 三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 本件の審議に当たった当小委員会の委員

公益代表委員	恒岡 純子	西川 昇吾	前田 茂樹
労働者代表委員	佐橋 洋一	廣瀬 純子	前田 良彦
使用者代表委員	栗須 百合香	中村 和仁	松井 寿人